国会事項

衆議院

議案送付

四月二十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

質問書提出

四月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

竹島問題に対する鳩山由紀夫内閣の取り組みに関する質問主意書（鈴木宗男提出）

キルギス共和国における政権崩壊に関する再質問主意書（鈴木宗男提出）

水道管耐震化に関する質問主意書（木村太郎提出）

参議院

議事日程

四月二十三日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十九号

平成二十二年四月二十三日（金曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の報告に関する件（核セキュリティ・サミットへの出席等に関する報告について）

第二　刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

四月二十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバミューダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一四号）

質問主意書提出

四月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

初犯の薬物事犯者による再乱用防止対策に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第六一号）

報告書提出

四月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国とロシア連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）審査報告書

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）審査報告書

叙位・叙勲

○緊急叙勲

銀杯一組を授ける（各通）（四月二十日）

狩野　亮　　新田　佳浩

皇室事項

御答信

天皇陛下から四月二日セネガル国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月十三日御答信があった。

御答電

天皇陛下から三月二十四日ギリシャ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月十五日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

気象庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、気象庁防災業務計画を修正したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成22年4月26日

気象庁長官　櫻井　邦雄

気象庁防災業務計画の修正について

一　修正の目的

平成21年6月の交通政策審議会気象分科会の提言、平成22年5月からの市町村を対象とした気象警報・注意報の実施等に伴い、所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成22年4月1日

三　修正の要旨

1　交通政策審議会気象分科会の提言を踏まえ、防災に関する知識の普及・啓発の内容として、「気象情報の活用能力の向上」を追加した。

2　平成22年5月から市町村を対象とした気象警報・注意報を実施することを追加した。

法務

公証人任免

盛岡地方法務局所属公証人本田恭一は願により公証人を免ぜられた。（四月十六日）（法務省）

通運

海事補佐人の登録、登録抹消

海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。

平成二十二年四月二十六日

海難審判所長　長浜　義昭

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二二一二	大塚　高志	二二・一・一五
二二一三	安國　剛史	〃・〃・〃
二二一四	河辺　悠介	〃・二・三
二二一五	諏訪　英博	〃・〃・〃
二二一六	水野　正治	〃・三・五
二二一七	長田　旬平	〃・〃・〃
二二一八	後藤　崇	〃・〃・二九
二二一九	松田　洋和	〃・〃・〃

登録抹消

登録番号	氏名	抹消事由	抹消年月日
一六一七	酒井　美明	死亡	二二・三・五
一五六三	増田　紀義	申請	〃・〃・八

国家試験

平成二十二年度林業普及指導員資格試験の実施について

森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）第三十六条の規定に基づき、平成二十二年度に実施する林業普及指導員資格試験について次のように公告する。

平成二十二年四月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　試験の方法

(一)　試験は、筆記試験及び口述試験とする。

筆記試験は、専門的知識について行う。

口述試験は、専門的知識、常識その他林業普及指導員として必要な能力について行う。

(二)　筆記試験に合格した者でなければ、口述試験を受けることができない。

二　筆記試験の実施期日及び場所

(一)　実施期日　平成二十二年七月二十四日（土）

(二)　場所　北海道、宮城県、東京都、岡山県及び福岡県

三　口述試験の実施期日及び場所

(一)　実施期日　平成二十二年十一月十一日（木）から同月三十日（火）までの間で林野庁長官の指定する日

(二)　場所　東京都

四　受験資格　試験は、森林法施行規則第三十四条及び第三十五条に規定する受験資格を有する者でなければ受験することができない。

五　受験手続

(一)　受験願書等の用紙の交付　受験願書並びに森林法施行規則第三十七条第一項第一号に掲げる履歴書及び同項第三号に掲げる証明書（以下「受験願書等」という。）の用紙は、林野庁森林整備部研究・保全課において交付する。受験願書等の用紙を郵便又は民間事業者